

# 土佐町立みつば保育園整備基本計画策定業務委託 公募型プロポーザル審査委員会設置要領

(目的)

**第1条** 土佐町立みつば保育園整備基本計画策定業務を委託するにあたり、公募型プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「土佐町立みつば保育園整備基本計画策定業務委託公募型プロポーザル審査委員会」(以下(審査委員会)という。)を設置する。

(審査委員会の構成)

**第2条** 審査委員会は、次の各号に定める審査委員で構成する。

- (1) 教育長
- (2) 教育委員(4名)
- (3) みつば保育園長

(役割)

**第3条** 審査委員会の役割は次のとおりとする。

- (1) 企画提案の内容の審査
- (2) 契約の相手先となる候補者及び次点者の選定
- (3) その他、審査に関して必要と認めるもの

(審査委員長の職務)

**第4条** 審査委員会には、審査委員長を置く。

- (1) 審査委員長は会務を総理し、審査委員会を代表する。
- (2) 審査委員長に事故があるときは、あらかじめ審査委員長の指定する審査委員がその職務を代行する。

(審査委員会)

**第5条** 審査委員会は、審査委員長が招集する。

2 審査委員会の議長は、審査委員長があたる。

(意見の聴取)

**第6条** 審査委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会に関係職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

**第7条** 審査委員会の庶務を行わせるため、事務局を教育委員会に置く。

(守秘義務)

**第8条** 審査委員会の審査委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査結果の開示)

**第9条** 審査委員の氏名及び審査結果は開示する。

(その他)

**第10条** この要領で定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員長が別に定める。

## 附 則

この要領は平成30年3月22日から施行する。